

## 船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が行う地域密着型サービス事業所の指定等に関し、サービスの質の確保及び事業評価その他の地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するため、船橋市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 運営委員会の委員は、13名以内で組織する。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市医師会代表
- (3) 船橋歯科医師会代表
- (4) 船橋薬剤師会代表
- (5) 千葉県看護協会代表
- (6) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (7) 船橋市自治会連合協議会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 認知症の人と家族の会代表
- (13) 市民代表

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を統理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるときに、運営委員会の会議を書面により開催することができる。

(所掌事務)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護サービスの費用の額に関すること。
- (2) 法第78条の2第7項及び法第115条の12第5項に規定する指定地域密着型サービス事業者等の指定に関すること。
- (3) 法第78条の4第6項及び法第115条の14第6項に規定する指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準及び同サービスに係る効果的な支援の方法に関する基準に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等におけるサービスの質の確保及び適正な運営を確保するため、市長が必要と認めたこと。

(災害補償)

第6条 運営委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部指導監査課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は平成17年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(追加の委員の任期)

第2条第2項第4号に定める委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

附 則

この要綱は平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。